

第四回臨時議会 一般会計 補正予算など 三議案可決

第四回臨時議会が、十一月八日、議場で開かれ、一般会計の補正予算案など三議案を原案どおり可決し終了しました。

議案のおもな要旨は次のとおりです。

- 請負工事の変更契約
- 野球場ナイター設備工事費、六十七万六千円を増額し、四千二百七十六千円に。
- 大野都市下水道(大野一号幹線)函渠施設工事の請負契約の締結
- 指名競争入札により、四千三百七十万円、柳田組が落札
- 一般会計補正予算(第五回)

産業育成資金貸付金八百万円など一千六百八十万円を増額し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ、二十九億一千六百九十九万八千円に。

住民登録人口を 大幅に下回る

本年十月一日を期し、全国いっせいに実施された、大野調査は本町も九十二人の調査員、九十二人の調査員の協力を得て行われ、前回(昭和五十年)の調査人口より一千四百十三人増加し、二万五千人となりました。

この調査結果は、後日、総務府統計局で集約され公表という段階をふむこととなりますが、本町独自で行った集計の一部をみますと住民登録人口(九月末)二万二千二百八十二人を二百七人も減少してあります。

これは、住民登録を本町で行っていないが、常住地が他県や、他市町村である人が多いことなど、さらに、転出届をせずに他県や他市町村に移動している人が多いためと推察されます。

五十年に行った国勢調査と比較しますと、前回の一万八千五百九十二人に対し、二万五千人と一千四百十三人の増加、世帯数では四千四百四十三世帯に比し五千六十九世帯と六百二十六世帯の増となり人口では七・六パーセント、世帯では一四・一パーセントの増加率となり、これは県内において過疎化の多い市町村の中で、前回同様順調

な伸びを示しています。今回の増加のおもな要因は、新興住宅地といわれる地域におけるマイホームの建築が行われたためといえます。

地域別では、鳥原地区の六百八十人増をトップに、金巻地区の二百八十人、寺地地区の二百四十人、山田地区の二百三十六人、以下立込地区の百二十二人の順となっています。

一方、世帯の増加は、人口同様鳥原地区の百八十七世帯をトップに、山田地区の百八世帯、金巻地区の百七世帯となっており、これら一連の増加要因は、鳥原大団地の造成によるものが、大きなウエイトを占めています。

反面減少地域は、大野地区(中学通りを除く)の三百二十六人、三十五世帯、木場地区の五十七人とつづいています。農産部での減少は推測できるとして、商店街といわれる大野地区での減少は、前回と同様で、人口集中地域が徐々に周囲へと移り、町内におけるドーナツ化現象と見受けられます。

また、一世帯当りの人口も前回調査で四人を割り、三・九四人と前回の四・一八人からさらに核家族化が進行してきており、今後も農村部における過疎化、住宅地域での過密化現象は、さらに進行していくものと思われます。

地域別 世帯・人口の推移

地区	55年				50年				比較増減	
	世帯	人口	男	女	世帯	人口	男	女	世帯	人口
金巻・小平方・鳥原新田	617	2,451	1,215	1,236	510	2,171	1,074	1,097	107	280
大野・川原	1,005	3,830	1,861	1,969	1,040	4,156	1,978	2,178	△ 35	△ 326
善久・柳作	532	1,840	892	948	428	1,589	770	819	104	251
山田	459	1,610	807	803	351	1,374	697	677	108	236
寺地・寺地団地	518	1,834	896	938	445	1,594	778	816	73	240
立込・焼餅団地	442	1,597	781	816	392	1,494	737	757	50	103
鳥原地区	514	1,948	960	988	327	1,268	620	648	187	680
板井	214	1,120	547	573	206	1,111	546	565	8	9
木場	502	2,416	1,189	1,227	491	2,473	1,226	1,247	11	△ 57
黒鳥地区	266	1,359	662	697	253	1,362	676	686	13	△ 3
合計	5,069	20,005	9,810	10,195	4,443	18,592	9,102	9,490	626	1,413

国勢調査人口は無し
近頃は農村美和子さん
ほか二名が
国勢調査人口を当てましよう
と広報第一七〇号で募集したところ多数の応募がありました。ビタリ賞はなく、近頃は賞に次の三名の方が当選しました。

- 一位 宗村美和子さん(中学通) 二万二千四百人
 - 二位 大谷洋子さん(木場) 二万三千八百人
 - 三位 山田信夫さん(鳥原大明) 二万四千九百人
- ※当選者にはそれぞれ賞品が贈られました。

西欧農業訪ねある記 ①



EC(欧州共同体)の実情

十月六日から十月二十三日の十八日間にわたる全国農業会連所の主催で、浅妻産業課長を含め全国から四十名が参加。ヨーロッパ七カ国の農業視察を行いましたので、今号から七回にわたって、各国の農業の実態などを報告致します。

税同盟を締結し加盟国間で行ない、また価格支持制度を設け外部から格安の物が輸入される際は課徴金をかけ国内生産物の価格を補償している。ECの総予算は日本円にして約五兆円であり前記事業を行うには大変少ないと担当者からはこぼれていた。EC予算の負担についても問題が生じている。中でもイギリスは提出割合が二〇%で受領割合一〇%との差が大きく是正を希望している。また、総予算の七五%を農業予算に費しており他の面にも力を入れるよう要望も出ている。次に通貨の一本化がむづかしくなってきた。一年毎に価格決定をしている。例えばドイツマルクは強くイタリヤのドルは弱いところから支持できず通貨調整金で、まかなわれていく。

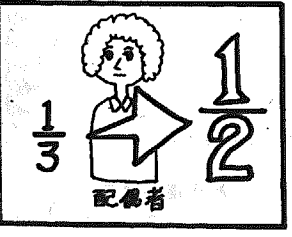


欧州共同体のある会議堂

は幸せな暮らしの"後ろ盾"



法律は、わたしたちが日常の社会生活を秩序正しく営んでいくためになくてはならないものです。同時に、安全で幸せな生活を実現していくための「後ろ盾」になつてくれるのも法律です。そのためには、まず法律をよく知ることが大切です。そこで今回から五回にわたって先国会で一部改正された「民法」の主な改正点と、わたしたちの暮らしに深い「法律扶助制度」と「経済扶託制度」のあらましを紹介いたします。



配偶者の相続分が引き上げられました

配偶者の相続分が、子とともに相続するときは遺産の二分の一(今までは三分の一)、被相続人(死亡した人)の直系尊属(両親)とともに相続するときは三分の二(同二分の一)、被相続人の兄弟姉妹とともに相続するときは四分の三(同三分の二)に、それぞれ引き上げられました。(民法第九〇〇条)

同時に、配偶者に対する相続税についても、その相続額が遺産の二分の一以下(今までは三分の一以下)または四千万円以下の場合、課税されないことになりました。(相続税法第十九条の二)

五十六年一月一日から施行
遺産を子供とともに相続する場合、配偶者の相続分が三分の一か